

常任委員会審査状況

12月定例会に上程された議案と請願を各委員会に付託して審査を行いました。
12月9日と16日には予算決算委員会を、13日には文教福祉・建設水道委員会と各分科会を、
14日には総務・生活産業委員会と各分科会を開催しました。各委員会の審査状況は以下のとおりです。

総務委員会

議案第75号関係部分、議案第83号、議案第84号の3件を審査した。議案第75号補正予算の関係部分については、諸収入の鈴鹿亀山地区広域連合負担分及び三泗鈴鹿農業共済事務組合負担分の内容、歳出の退職手当の増額内容を詳しく尋ねる質疑等があつたが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとした。議案第83号鈴鹿市実費弁償条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものであり別段異議なく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとした。議案第84号鈴鹿市手数料条例の一部改正についてでは、今回の改正に伴い消防法関係でどのような影響があるのかを尋ねる質疑等があつたが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとした。次に、請願第18号所得税法第56条の廃止を求める請願書については、現状の青色申告と白色申告の申告状況等を聞き取り調査したうえで、この条項が設けられた意義や同条を廃止することによってどのような影響が出るのかが焦点となり議論されたが、同法第57条との兼ね合いもあり、第56条単独で考えることができるのか、より慎重に調査研究したのちに結論を出すことが望ましいとの意見が出され、今定例会中の結論は出さず継続審査することとなった。

文教福祉委員会

議案第75号は、深伊沢小学校建設費について、工事中の校舎の運用の問題点やレイアウト等を問う質疑、就学援助費の詳細を尋ねる質疑、援助を必要とする人への適切な対応を望むとの意見。災害時要援護者対策促進事業費でどのように安否確認し経費はいくらか。母子家庭自立支援給付事業費・生活保護費・予防接種費の対象者等を問う質疑があつたが、全会一致で可決した。議案第76号は、特定健康診査等事業費の検診率が及ぼす影響や、その概要等を問う質疑があつたが、全会一致で可決した。議案第79号は別段異議なく全会一致で可決した。請願第15号は鈴鹿市の実情を問う質疑や、学校運営のゆとりにつながるので賛成、予算的に厳しくなり少人数学級になっても問題が解決されるものでもないので反対との意見があつたが、賛成多数で採択した。請願第16号は継続審査となった。請願第17号は進捗状況や考え方などを問い合わせ、直営方式が安全安心で豊かな給食が提供でき、民間委託が一概に節減できるとは言い切れない。早期に実現をすべきである。これに対し、子どものアンケートでは給食よりお弁当がよいという結果がある。財源からすると直営にこだわらず、民間委託することで経済効果も考えられるので直営には反対するとの意見があり、賛成少数で不採択となった。

生活産業委員会

議案第75号、議案第78号及び議案第82号の3件を審査した。議案第75号では、地球温暖化防止対策費寄附金について、寄附金の使い道はどのような趣旨でいただいたのかを問う質疑、地球温暖化防止対策費について、歳入源である寄附金だけで貯えるのか問う質疑、クリーンエネルギー自動車購入費について、どのような公用車を購入するのか問う質疑、地球温暖化防止啓発事業費について、省エネナビは何校に設置するのか、すでに省エネナビを設置した学校はあるのか、市役所の庁舎内に省エネナビは設置してあるのか問う質疑等があり、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとされた。議案第78号は、別段異議なく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとされた。議案第82号では、組織体制の変更に伴い現在の人員体制との差はどうなるか、現在の委託業者との関係はどうなるか、監視業務を行うにはかなりの知識等が必要となるが、どのような人員を配置する予定か、地元対策に係る業務とはどのような業務か、現在の表示はリサイクルセンターだが、今後はどのような表示になるのか、開発整備課の名称は土地を開発するような印象を受けるため、リサイクルセンターとわかるような名称がよいのではないかといった質疑等があり、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとされた。

建設水道委員会

議案第75号の関係部分、議案第77号、議案第80号、議案第81号の4件を審査した。議案第75号では交通安全対策費における道路反射鏡等設置事業費の内容について、設置件数と自治会からの要望件数について、1件あたりの工事金額について、土地取得費における土地購入費に関して中勢バイパス用地買収の進捗状況について、買い上げ単価は一律ではないのかについて、最終までに何年かかるのかについて、7工区買収に係る地権者数について、都市計画総務費の訴訟費について、訴訟の原因となった工事は白江土地区画整理組合が施工したものではないのかについて、訴訟費用をどのように分担するのかについて、対象となっている家は何軒あるのかについて、訴えられている被害の内容について、訴訟相手側の損害賠償要求金額について、訴訟に勝訴した場合に訴訟費として相手側に要求するのか等を尋ねる質疑があつた。議案第77号および議案第80号については特に質疑等もなく、議案第81号では建築協定に一部住民が反対した場合にどうなるのかについて、協定を守らなかつた場合に罰則があるのか等を尋ねる質疑があつたが、全4議案とも、採決の結果、全会一致で原案可決した。